

暮らしの安心 国民健康保険

平成18年度の納付書をお送りします

今年度は、税率等の改正はありませんが、税制改正により公的年金の所得控除が変更となり一部の年の税額が変わります。なお、平成16年12月末時点で65歳以上の方を対象に激変緩和措置が18年度と19年度にかけ実施されます。保険税の税額は次の表により計算するからまでの合計となります。医療分は国保に加入されている方全員が、介護分(介護2号被保険者)については国保に加入されている方の内、満40歳以上65歳未満(昭和16年4月2日以降から昭和42年4月1日までに生まれた)の方が対象となります。

平成18年度国民健康保険料

		医療分
所得割 資産均等割 世帯割 賦課限度額	所得割	世帯の所得×9%
	資産均等割	固定資産税の税額×15%
	世帯割	世帯の国保加入者数×23,000円 一世帯につき 28,000円
	賦課限度額	～までの合計額が53万円を超えるときは53万円となります
		介護分
所得割 資産均等割 旧名寄市 旧風連町 世帯割 旧名寄市 旧風連町 賦課限度額	所得割	介護2号該当者の所得×0.8%
	資産均等割	資産割はありません
	旧名寄市	介護2号被保険者数×5,500円
	旧風連町	介護2号被保険者数×4,800円
	世帯割	一世帯につき 5,000円 一世帯につき 3,300円 の合計額が8万円を超えるときは8万円となります

介護分の料率は、合併に伴う調整で上表のとおりとなりました。

【国民健康保険の問い合わせ】 市役所1階市民課国保係窓口まで

名寄庁舎 電話 01654 2111 内線3116、3115、3114
風連庁舎 電話 01655 2511 内線120

介護納付金について

平成18年度途中に

満40歳になられる方

平成18年4月2日から平成19年4月1日の間に満40歳の誕生日を迎えられる方は、介護保険制度の2号被保険者となります。

介護納付金は介護2号被保険者になった月(誕生日前日がある月)から月割り課税となり、その場合は介護納付金を含めた新しい納付書を送付させていただきます。平成18年度途中に

満65歳となられる方

介護保険の被保険者の方が満65歳となったときは、介護2号被保険者から介護1号被保険者となります。この場合、65歳の誕生日の属する月までの月割り課税計算が行われており、介護1号となったとき以降の介護納付金はあらかじめ減額されております。

納税義務者を世帯員に変更できる場合

国保における、各種届け出の義務や国民健康保険税の納付義務は世帯主にあります。世帯主がサラリーマンなどで職場の健康保険に加入している国保の加入者でない場合でも、世帯の中に国保の加入

者がいる場合はこれらの義務を負うこととなります。(この様な国保加入者でない世帯主を国保制度では「擬制世帯主」といいます)

しかし、国民健康保険税を実際に支払っている方が擬制世帯主ではなく、国保の加入者自身である場合は、届け出により納税義務者を国保に加入している世帯員に変更することができます。ただし、変更できるのは、いままでに国民健康保険税の納め忘れがなく、今後も各種届け出の義務や保険税の納付義務を確実に守る事ができる方に限られます。

具体的な変更手続きについては、国保係にお申し出ください。





高齢受給者証の更新 について

今年の更新で7月末に送付するのは、昭和7年10月1日～昭和11年7月1日までに生まれた方（老人保健法に該当する方は除きます。）です。有効期限の過ぎた高齢受給者証は細かく切るなど十分注意の上、処分してください。

7月1日以降に満70歳になり新たに対象となる方には、誕生日の翌月から使用できるよう随時発送します。

国保が行う保健事業

国保では、保健事業として被保険者の皆様の疾病予防、早期発見、早期治療を行えるよう、健康検診や各種がん検診、人間ドック等への助成を行っています。

なお、人間ドック及び脳ドックの検診への助成について、名寄市立総合病院で受診する場合は市役所国保係で受診決定書の交付を受けてください。その他の病院での受診の助成を受けようとするときは申請が必要になりますので名寄市庁舎または風連庁舎の国保係まで申し出てください。

市が実施する各種検診、がん検診の受診申込みの際、国民健康保険の加入者であることを告げていただくだけで助成の取り扱いにさせていただきます。

ぜひ、保健センターで受付を行っている各種検診等を積極的に受け、健康維持に役立ててください。人間ドック及び脳ドックについては、国保加入期間が通算1年未満の方は助成を受けることができません。

また、保険税の納税状況により助成を受けられない場合があります。

国保に加入するとき、 やめるとき

必ず14日以内に届け出を

国保に加入するとき

転入したとき 退職などにより職場の健康保険をやめたとき
子どもが生まれたとき 生活保護を受けなくなったとき

国保をやめるとき

転出したとき 就職などにより職場の健康保険に加入したとき
被保険者死亡のとき 生活保護を受け始めたとき
加入したとき、
やめたとき、 保険税

加入した日の月から、翌年3月末までの月数の月割り計算となります。また、やめたときもやめた月の前月までの税額が月割り計算で減額されます。

他の保険と国保への異動

国保の資格取得、または資格喪失には、他の保険からの資格取得日または離脱日のわかる書類等の提示が必要です。必ず持参してください。

納期内の納税に ご協力ください

国民健康保険税は加入している人の医療費の支払いをする目的のために集められている「目的税」です。この納めていただいた保険

税や国や道、その他からの補助金で、名寄市の国保は毎月医療機関に医療費を支払っています。そのため納付書の納期どおり納めていただくことが大変重要ですので、ご協力をお願いします。

納め忘れのないように

口座振替制度のご利用で納め忘れを防げます。申し込みは市内の金融機関または市役所税務課納税係の窓口へ。（印鑑、通帳と届出の印鑑、納付書を持参ください）
納付額を分けることは？

ご相談により納付金額を分割することも可能です。市役所税務課納税係でご相談ください。

納税がおくれたら

特別な事情がなく国保税の納税が遅れ、また納税相談などが無い場合には、保険証の発行差し止め等の措置が行われることになり、医療を受けたとき一度に医療費全額のお支払いをしていただき、後日、保険者分を払い戻す措置（医療給付の停止）が法律で定められております。

火事や台風による風災害等により所得が一時的に著しく減少した場合には、申請により保険税の減額や免除を受けられる制度もありますので、「納められないのだから」と考えずに早めの相談をお願いします。